

新潟市西川多目的ホール使用料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月10日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第64号

新潟市西川多目的ホール使用料徴収規則の一部を改正する規則

新潟市西川多目的ホール使用料徴収規則（平成17年新潟市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「30日前」を「前日」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分		単位	使用料の額（1回につき）（円）
舞台設備	映写スクリーン	1式	800
	音響反射板	1式	2,400
	演台	1式	800
照明設備1	ボーダーライト、サスペンションライト及びシーリングライト	1式	1,600
照明設備2	アッパーホリゾントライト、ローアホリゾントライト、フロントサイドスポット、ピンスポットライトその他特殊照明設備	1式	4,800
音響設備1	調整卓、マイク、スタンド等	1式	4,000
音響設備2	簡易操作卓、マイク、スタンド等	1式	2,400
映写機器	DVDレコーダー	1台	800
	ビデオデッキ	1台	800

	ビデオプロジェクター	1台	1,200
楽器	グランドピアノ	1台	2,400
持込機器用	照明用電源	—	8,000
電源	音響用電源	—	4,000

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市西川多目的ホール使用料徴収規則（以下「新規則」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の附属設備の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新規則に規定する額とする。